

令和5年 第4回沼田町議会臨時会 会議録

令和5年 5月18日(木)

午前11時00分 開会

1. 出席議員

議長	10番	小 峯	聡	議員	1番	畑 地	誉	議員
	2番	篠 原	暁	議員	3番	鶉 野	範 之	議員
	4番	久 保	元 宏	議員	5番	三 浦	実 希	議員
	6番	伊 藤	淳	議員	7番	長 野	時 敏	議員
	8番	大 沼	恒 雄	議員	9番	上 野	敏 夫	議員

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名
町 長 横 山 茂 君 教育長 吉 田 憲 司 君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

副町長	菅 原 秀 史 君	総務財政課長	村 中 博 隆 君
産業創出課長	赤 井 圭 二 君	農業推進課長	前 田 昌 清 君
住民生活課長	嶋 田 英 樹 君	建設課長	瀧 本 周 三 君
保健福祉課長	小 玉 好 紀 君	和風園園長	安 念 昌 典 君
旭寿園園長	荒 川 幸 太 君	会計管理者	按 田 義 輝 君

5. 教育委員会教育長の委任を受けて出席した説明員

教育課長 三 浦 剛 君

6. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長 黒 田 美 和 君 書記 中 山 裕 樹 君

7. 付議案件は次のとおり

(議件番号)	(件 名)
	会議録署名議員の指名 会期の決定
承認第1号	専決処分の承認を求めることについて(町税条例等の一部を改正する条例)
承認第2号	専決処分の承認を求めることについて(沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
議案第32号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第33号	令和5年度沼田町一般会計補正予算について
議案第34号	令和5年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算について
議案第35号	令和5年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算について
同意第1号	副町長の選任について
同意第2号	教育委員会教育長の任命について
同意第3号	教育委員会委員の任命について

(開 会 宣 言)

○議長（小峯聡議長）これより、本日を以って招集されました令和5年第4回沼田町議会臨時会を開会します。只今の出席議員数は10人です。定足数に達していませんので、直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元の配布のとおりであります。

(会議録署名議員の指名)

○議長（小峯聡議長）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、1番、畑地議員、2番、篠原議員を指名いたします。

(会 期 の 決 定)

○議長（小峯聡議長）日程第2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日間にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間に決定しました。

(一 般 議 案)

○議長（小峯聡議長）日程第3、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて（町税条例等の一部を改正する条例）を議題といたします。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（嶋田英樹住民生活課長）はい、議長。承認第1号、専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。令和5年5月18日提出。町長名でございます。専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定によって、町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定め、これを専決処分する。令和5年3月31日。町長名でございます。改正条例案の朗読を省略させていただき、今回改正の主な内容について説明いたします。3月31日付で地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行例の一部を改正する政令ほか、関係省令が交付され、原則として4月1日から施行されました。これに伴い、本町においても町税条例の改正が必要となったため専決処分を行ったものであります。

主な改正点は、森林環境税が導入されたことによる町税に関する条例を改正したものの。また、特定小型原動機付き自転車、いわゆる電動キックボードの規定を盛り込んだものであります。以上、条例の一部改正について説明をいたしました。ご承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。承認第1号について採決いたします。お諮りいたします。本案は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）異議なしと認めます。よって、承認第1号は承認することに決定しました。

（ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第4、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて（沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（嶋田英樹住民生活課長）はい、議長。承認第2号、専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。令和5年5月18日提出。町長名でございます。専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定によって、沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定め、これを専決処分する。令和5年3月31日。町長名でございます。改正条例案の朗読を省略させていただき、今回改正の主な内容について説明いたします。3月31日付で地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令が交付され、4月1日から施行されました。これに伴い、本町においても国民健康保険税条例の改正が必要となったため、今回専決処分を行ったものであります。今回の主な改正概要として、保険税負担の公平性を確保し、中間所得層の保険税負担の軽減を図るための見直しが行われたものであります。主な改正点として、1つ、後期高齢者支援金等課税額の限度額について、これまで20万円だったものを22万円といたしました。国保条例第2条第3項に関わるものでございます。

2として、保険税の額の減額に判定する額について、これまでは20万円だったものを22万円に改正いたしました。国保税条例第15条に関わるものであります。など、主に税額の計算にあたっての所得判定の額を変更するものであります。以上、提案内容の説明とさせていただきます。ご承認のほど、よろしく願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。はい、大沼議員。

○8番（大沼恒雄議員）今の提案説明で、中間層の負担軽減を目的ということがあったんだけど、その部分ほどの程度負担されるのか説明してもらえますか。

○住民生活課長（嶋田英樹住民生活課長）はい、議長。

○議長（小峯聡議長）はい、住民生活課長。

○住民生活課長（嶋田英樹住民生活課長）説明が重複するところもございまして、課税額の限度額について、これまで20万円を限度額として定めておりました。例を挙げますと、一昨年から昨年への変更が18万円から20万円に変わりました。今回、それをさらに20万円から22万円に変わるものであります。限度額なので、高額のより収入の高い人がたくさん負担するということに変わっていきます。それが今までの基準額が20万のものが22万というふうになります。同じように、今度は所得判定の方も20万円を限度額としていたものが22万円。同様に、一昨年から昨年については、これも18万円だったものが20万円に改正しているものであります。これで、地方税法のほうでこの基準が定められて、それに国保税条例が委ねているものを改正して、次の定例会で税率の計算をするときに、ここで定めた基準額に基づいて次の税額の計算をさせていただきたいと考えております。

○議長（小峯聡議長）よろしいですか。他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。承認第2号について採決いたします。お諮りいたします。本案は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、承認第2号は承認することに決定しました。

（ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第5、議案第32号、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（村中博隆総務財政課長）はい、議長。議案第32号、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を提出する。令和5年5月18日提出。町長名でございます。特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。特別職の職員の給与に関する条例（平成14年条例第36号）の一部を次のように改正する。以下、条文の朗読を省略させていただき、提案理由を申し上げます。本議案は特別職の給与を減額する条例改正であり、今回の改正につきましては、特別職3役の給与の減額を定めた給料月額に関する特例、附則第4項が令和5年4月30日で失効し、規定に基づき、町長で83万円、副町長66万9千円、教育長59万4千円が支給されることから、新たに期間を定め、改正前と同様に町長にあつては5%削減し、月額78万9千円。副町長にあつては4%削減し、月額64万2千円。教育長にあつては3%削減し月額57万6千円とするものでございます。この削減により、年間の影響額は140万円の減額となるものでございます。特例期間といたしまして、令和5年5月1日から令和9年4月30日の4年間としてございます。以上、提案理由とさせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第32号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

（ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第6、議案第33号、令和5年度沼田町一般会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（村中博隆総務財政課長）はい、議長。議案第33号、令和5年度沼田町一般会計補正予算について。令和5年度沼田町一般会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和5月18日提出。町長名でございます。会議資料の3番、令和5年度沼田町一般会計補正予算（第1号）の2頁をお開き願いたいと思います。令和5年度沼田町一般会計補正予算（第1号）。令和5年度沼田町の一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ280万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億280万円と定める。2項省略させていただきます。令和5年5月18日提出。町長名でございます。8頁をお開き願いたいと思います。8頁、歳出でございます。3款民生費、1項3目介護支援費、27節繰出金、高齢者グループホーム特別会計繰出金99万円を増額計上するものですが、グループホームなごみにおいて新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生したことに伴いまして、職員人件費及び消耗品などに係る費用について、一般会計から一時繰り出すものがございます。2項児童福祉費、2目子育て支援費、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業181万円の補正計上ですが、国が行う支援事業でありまして、食費などの物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、児童1人当たり5万円を給付するものがございます。同様の支援対策を令和4年度にも実施してございまして、支給対象世帯は令和4年度の対象世帯に加え、直近で収入が減収した世帯となっております。12款諸支出金、1項2目財政調整基金140万円の補正計上、13款1項1目職員費、140万円の減額補正は、議案第32号で議決いただきました特別職給与の減額分でございます。給料、手当、共済金の減額分を基金として積み立て、6月第2回定例会で提案を予定しております政策事業の財源として充当することといたしております。7頁へお戻りください。7頁、歳入でございます。12款地方交付税、1項1目地方交付税99万円を増額するものがございます。今回提案しております歳出予算に地方交付税を増額いたしまして、収支の均衡を図ったものがございます。16款国庫支出金181万円を増額するものですが、歳出、3款民生費でご説明した低所得の子育て世帯に対する子育て支援生活支援特別給付金給付事業に係ります国庫補助金で、歳出補正額と同額の計上です。以上、申し上げます提案説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第33号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

(一 般 議 案)

○議長（小峯聡議長）日程第7、議案第34号、令和5年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。和風園園長。

○和風園園長（安念昌典和風園園長）はい。議案第34号、令和5年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算について。令和5年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和5年5月18日提出。町長名でございます。会議資料4番、令和5年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）の2頁をお開きください。令和5年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算(第1号)。令和5年度沼田町の養護老人ホーム特別会の計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ189万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,318万8千円と定める。2項については省略させていただきます。令和5年5月18日提出。町長名でございます。今回の補正予算の内容についてご説明いたします。園内におきまして、去る4月27日に発生した新型コロナウイルス感染症に対応した掛かりまし経費に対応するため、基金繰入金を財源とし、増額計上するものでございます。7頁の歳出をご覧ください。1款総務費、1項1目総務管理費、1目一般管理費79万9千円の増額でございますが、施設内で発生した新型コロナウイルス感染症に対応するため、人件費の特殊勤務手当など、あと、ごみ取り手数料などの掛かりまし経費を計上してございます。2款1項1目需用費、109万1千円の増額でございますが、特殊なマスクや使い捨てガウン、それから使い捨ての容器、そういった消耗品にかかる経費でございます。続きまして、6頁歳入をご覧ください。6款繰入金、2項1目基金繰入金189万円の増額でございますが、歳出でご説明申し上げました感染症に対応した掛かりまし経費を財源として計上するものでございます。以上で説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第34号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

（ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第8、議案第35号、令和5年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。なごみ施設長。

○なごみ施設長（荒川幸太なごみ施設長）はい。議案第35号、令和5年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算について。令和5年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和5年5月18日提出。町長名でございます。別冊、令和5年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算（第1号）の2頁をお開き願います。令和5年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算（第1号）。令和5年度沼田町の高齢者グループホーム特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ99万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,455万3千円と定める。2項については省略いたします。令和5年5月18日提出。町長名でございます。今回の補正予算の主な内容についてご説明いたします。令和5年4月に発生しました新型コロナウイルス感染症クラスター発生に際する諸経費でございます。7頁をお開き願います。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、1節報酬及び3節職員手当等における職員人件費と、合計37万5千円の増額につきましては、新型コロナウイルス感染症クラスター期間中に出演していただきました会計年度任用職員16名及び職員1名分の特殊勤務手当に支給するものでございます。2款サービス事業費、1項1目居宅サービス事業費、10節需用費61万5千円の増額につきましては、新型コロナウイルス感染症クラスターにかかります消耗品、主なものといたしまして、マスク、ガウン、フェイスシールド等による購入

によるものでございます。6頁、歳入を開き願います。4款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金につきましては、歳出でご説明させていただきました新型コロナウイルスにかかる支出の同額の計上によるものでございます。以上で、説明に代えさせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第35号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

（人 事 案 件）

○議長（小峯聡議長）日程第9、同意第1号、副町長の選任についてを議題といたします。町長。（菅原秀史副町長除斥）

○町長（横山茂町長）はい、議長。同意第1号、副町長の選任について。副町長の選任についてであります。地方自治法第162条の規定によって議会の同意を求めるものであります。提案の理由といたしましては現副町長であります菅原秀史氏の任期が令和5年5月31日をもって任期満了となることから、次のものを副町長に選任いたしたくご提案させていただきます。選任同意を求めるものは、住所が沼田町南一条3丁目8番54号。生年月日は昭和39年2月4日生まれ、59歳。氏名は菅原秀史氏をご提案申し上げたいと思います。略歴につきましては昭和58年に沼田町役場に奉職後、平成24年より商工観光課長、保健福祉課長、総務財政課長、令和元年6月より副町長を歴任しており、広い分野で行政経験を積み、見識が広く強い意思と高い志を持っており、今後の厳しい行政運営を考えますと、副町長として最も適任であることから、本日、ここに再任としてご提案申し上げますので、ご同意賜りますようよろしくお願いをいたします。令和5年5月18日提出。沼田町長、横山茂。以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。同意第1号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、同意第1号は、原案のとおり同意することに決定しました。

(人 事 案 件)

○議長（小峯聡議長）日程第10、同意第2号、教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。町長。（三浦剛教育課長除斥）

○町長（横山茂町長）はい。同意第2号、教育委員会教育長の任命について。本町教育委員会教育長に下記の者を任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。提案の理由といたしましては、この度、現教育委員会教育長であります吉田憲司氏から退職願いが提出されたことから、令和5年5月31日付をもって受理することといたしました。その後任につきましては、住所が沼田町南一条5丁目5番20号。生年月日は昭和41年12月11日生まれ、56歳。氏名は三浦剛氏をご提案申し上げたいと思います。最終学歴は札幌大学経営学部を卒業され、平成3年4月1日に沼田町役場に奉職。平成25年4月より特別養護老人ホーム旭寿園園長。平成26年4月より議会事務局長。平成30年4月より教育委員会次長。令和元年7月より教育課長を歴任されております。今後の沼田町の教育環境の向上や、沼田学園のより一層の推進を考えますと、人格、識見ともに優れた人物であり、教育長として最適人ということでご提案を申し上げます。令和5年5月18日提出。沼田町長横山茂。以上、任命についての同意を承りたく、よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長） ご意見なしと認め、討論を終結いたします。同意第2号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長） ご異議なしと認めます。よって、同意第2号は、原案のとおり同意することに決定しました。

（人 事 案 件）

○議長（小峯聡議長） 日程第11、同意第3号、教育委員会委員の任命についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（横山茂町長） はい、議長。同意第3号、教育委員会委員の任命について。教育委員でありました三浦実希氏が令和5年4月3日をもって辞任されたことから、その後任として、下記の者を教育委員会委員に任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定によって議会の同意を求めらるるものであります。提案する方につきましては、住所が沼田町南一条7丁目6番55号。氏名は林里美氏。生年月日は昭和49年11月11日生まれ、48歳であります。略歴につきましては、最終学歴は深川東高等学校を平成5年3月に卒業され、同年4月から沼田町役場に奉職。平成9年に退職。その後は実家の農業にも従事されながら、平成28年に沼田中学校PTA本部役員。平成30年から2年間、深川東高等学校PTA会長。令和3年5月より沼田町社会教育委員として町の教育にも関わりを持っておられ、保護者からの信頼も厚く、見識も深く、沼田町の教育について意見をいただける方であると考えており、最も適任と認めご提案申し上げますので、よろしくお祈りを申し上げます。令和5年5月18日提出。沼田町長、横山茂。以上、同意いただきますようよろしくお祈りをいたします。

○議長（小峯聡議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長） ご意見なしと認め、討論を終結いたします。同意第3号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、同意第3号は、原案のとおり同意することに決定しました。以上で、本臨時会に付議された案件は全て終了しました。

（退任挨拶）

○議長（小峯聡議長）なお、この度退任されます吉田教育長から挨拶の申し入れがありますので、これを許します。はい、吉田教育長。

○教育長（吉田憲司教育長）お許しをいただきまして、退任のご挨拶をさせていただきたいと思っております。教育長に任命されてから、6年8ヶ月務めさせていただきました。この間、議員の皆様方には教育行政に対しまして、たくさんのご指導、ご支援をいただきましたことに、心よりお礼申し上げたいというふうに思っております。今後におきましては一町民として、議会の様子を伺いたいなというふうに思っておりますので、ぜひ、子どもたちの誇れるような、そして、たくさんの方々が信頼されるような、そして、町のために議員の皆様には頑張っていたいただきたいなというふうに思っております。簡単でありますけれども、退任にあたりましてのご挨拶に代えさせていただきます。長い間どうもありがとうございました。

（拍手あり）

（就任挨拶）

○議長（小峯聡議長）次に、教育長に任命同意されました三浦剛氏から挨拶の申し入れがありましたので、これを許します。

○教育課長（三浦剛教育課長）只今、身に余る大役を仰せつかりました。私自身、職務をしっかり全うできるか不安を抱えつつも、これまで5年間、教育課長として業務に当たらせていただきました。その経験を活かしつつ、一生懸命、誠心誠意やっていきたいと考えています。今後とも、議員各位、それから議場にいらっしゃる皆様のご指導をいただきながら、務めていきたいというふうに考えておりますのでどうぞよろしく願いいたします。

（拍手あり）

（閉会宣言）

○議長（小峯聡議長）これにて、令和5年第4回沼田町議会臨時会を閉会いたします。ご苦労様でした。

午前11時36分 閉会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長 小峯 聡

署名議員 畑 地 啓

署名議員 篠 原 暁